

ボランティア情報の取り扱いに関する方針

同志社大学学生支援センター
ボランティア支援室

同志社大学学生支援センターボランティア支援室（以下、ボランティア支援室）では、以下に該当する学外のボランティア募集团体の活動を本学学生に紹介する。

- (1) 公益性・公共性が高い活動。
- (2) 営利を目的としない活動。
- (3) 活動にあたり、安全性が高いと判断される活動。
- (4) 受け入れた学生に対し、教育的配慮を伴った対応をする活動。

なお、募集条件等について本学学生がボランティア活動を行う際に状況が異なることが判明した場合、あるいは精神的・肉体的苦痛を受けた場合等が判明した場合、その団体の募集を停止する。

1. ボランティア募集团体・活動の選定基準

- (1) ボランティア募集をおこなう団体の範囲

活動分野や範囲、法人格の有無は問わない。

[具体例]

ボランティア・市民活動団体（任意団体、NPO 団体）、社会福祉法人、医療法人、学校法人、社団法人、財団法人等の公益法人、国や地方自治体、独立行政法人など。

- (2) ボランティア募集团体の受け入れ体制

ア. ボランティアの募集や受け入れの担当者が明確であること。

イ. 有償活動（雇用とみなされるような活動）とボランティア活動を明確に区別していること。

- (3) 募集・活動を受け付けないボランティア団体

ア. 法令に違反するもの。

イ. 公序良俗に反するもの。

ウ. 人体に有害なもの、危険が伴うもの。

エ. 政治的・宗教的活動を主たる目的とするもの。

オ. その他、ボランティア支援室が不適當であると判断するもの。

2. ボランティア受け入れ団体との申し合わせ

ボランティア受け入れ団体とボランティア支援室とは、以下の点を申し合わせ事項として確認する。

- (1) ボランティア受け入れ団体はボランティア申込者に対し、活動内容や条件等を提示し、その内容について両者の間で合意の上、活動を開始する。
- (2) ボランティア受け入れ団体は開始前に、オリエンテーション等を実施し、活動に必要な情報や留意点をあらかじめ伝達し、活動開始後は、必要に応じて研修・支援等を行うこととする。
- (3) ボランティア活動中は、各団体ボランティア担当スタッフとともに活動を行うこととする。
- (4) 学生がボランティア活動を行う前に、ボランティア支援室はあらかじめボランティア保険に加入していることを必ず確認し、未加入の場合は活動させないこととする。
- (5) 次の内容を含む活動については紹介できないものとする。
 - ア. 22時以降6時までの深夜早朝活動
 - イ. 精神的、肉体的苦痛が懸念されるもの
 - ウ. 水泳監視、ベビーシッターおよび病人の介護等の人命にかかわることが予測されるもの
 - エ. 車の運転を伴う活動
 - オ. 本来、有資格者によってなされるべき活動
- (6) ボランティア支援室が紹介するボランティア情報に関して発生したトラブル等については、一切責任を負いかねる旨、ボランティア募集团体へ伝えること。

以上